

様式 1

職員の参集体制

現時点の状況

①参集体制					
	区分	体制	参集課室・職員		
地震	震度 4	事前配備	住民生活課、総務課、建設課、再生復興課、産業課等の少数人員配置		
	震度 5 弱	警戒配備	関係各課等の職員を最大限動員		
	震度 5 強以上	第一次非常配備	警戒配備に加え、各班の班長以上が非常活動できる体制とする。		
	震度 6 弱以上	第二次非常配備	全課・全職員		
<p>・事前配備、警戒配備に関わる指揮監督は住民福祉部長が行う。</p> <p>・第一、二非常配備に関わる指揮監督は、災害対策副本部長(副村長)が行う。</p>					
②参集時間					
参集時間	1 時間 (3km) 以内	3 時間 (9km) 以内	24 時間 (10km) 以内	24 時間 (10km) 以上	72 時間 (20km) 以上
対象居住者数	53	37	7	6	6
累計参集者数(a)	53	90	97	103	109
業務対応人員数(b)	47	81	87	92	98
<p>※職員の参集に関する考え方</p> <p>職員の参集は、時間当たり 3km、1 日あたり 10km を限度とした徒歩を基本とする。庁舎より 3km 圏内に居住する職員は 1 時間以内に参集可能となり、20km 以上の職員は参集対象外とする。</p> <p>※職員自身やその家族が被災した場合は、参集は不可能であるため、10%程度参集困難者が発生すると想定する。[(b)=(a)×90%]</p>					

対策

- 出張スケジュールを一元的に管理し、村長の職務代行者 3 名の出張スケジュールが重なる場合は、その都度職務代行者を指名するなどの代行順位運用を定める。
- 人事異動に併せて参集体制を見直していくことを義務付ける。